

教第73号議案

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則について
神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように制定
する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴
い、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員衛生管理規則（昭和27年4月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（神戸市教育委員会職員衛生管理審査会）</p> <p>第20条 教育長は、次に掲げる決定をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）<u>別表第1第4号</u>の表に規定する神戸市教育委員会職員衛生管理審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（神戸市教育委員会職員衛生管理審査会）</p> <p>第20条 教育長は、次に掲げる決定をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）<u>別表第1号</u>の表に規定する神戸市教育委員会職員衛生管理審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○神戸市教育委員会職員衛生管理規則

昭和27年4月24日

教委規則第5号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、職員に対し、健康診断を実施し、就業及び療養中の衛生管理を行い、健康保持と増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する者をいう。
- (2) 療養者 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。）第28条第2項第1号の事由により休職を命ぜられた者、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「労働安全衛生規則」という。）第61条第1項各号に該当し、就業禁止を命ぜられた者及び神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第11条の2に規定する病気休暇を与えられた者をいう。
- (3) 産業医 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により、医師のうちから教育長が選任した者をいう。
- (4) 衛生管理者 都道府県労働基準局長の衛生管理者免許を受けた職員のうちから、教育長が選任した者をいう。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、採用前の健康診断、定期健康診断及び臨時健康診断の3種とする。

(採用前の健康診断)

第4条 採用前の健康診断は、新たに職員を採用しようとする場合に行う。

(定期健康診断)

第5条 定期健康診断は、毎年1回以上定期に行う。

2 定期健康診断の実施に関する計画は、教育長が定める。

3 指定の期日及び場所において健康診断を受けることができない職員はあらかじめその理由書を所属長を経て教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(臨時健康診断)

第6条 臨時健康診断は、職員のうち必要があると認められる者につき、臨時に必要な項目について行う。

(健康診断の項目)

第7条 採用前の健康診断及び定期健康診断は、次の項目について行う。

(1) 労働安全衛生規則第43条各号又は第44条第1項各号に掲げる検査及び学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号。以下「学校保健安全法施行規則」という。)第13条第1項に規定する検査

(2) その他教育長が必要と認める検査

2 前項第1号の検査のうち労働安全衛生規則第44条第1項第3号から第5号までの検査並びに学校保健安全法施行規則第13条第1項第1号及び第2号に規定する検査は、健康診断実施担当者においてその必要を認めない場合又はその実施が困難である場合には、これを省略することができる。

(健康診断の実施)

第8条 健康診断実施責任者は、教育長とする。

2 健康診断実施担当者は、職員保健の主管課長(以下「主管課長」という。)とする。

第9条 教育長が必要と認めるときは、特定の医師を指定して健康診断を行わせることができる。

2 健康診断を行つた医師は、健康診断の結果を主管課長を経て教育長に報告しなければならない。

(健康診断事務の補助)

第10条 主管課長は、衛生管理者又はその他適当と認められる職員を健康診断に関する事務を補助させることができる。

(秘密の保持)

第11条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏ら

してはならない。

(健康診断結果の判定)

第12条 採用前の健康診断を行った医師は、健康状態を健康診断の結果に基づき、次に定める区分により判定する。

甲 健康であつて就業に適する者

乙 体質の一部に障害を認められるが、特定の業務については就業に支障がない者

丙 体質に障害があり就業に適しない者

2 定期健康診断及び臨時健康診断を行った医師は、健康に異常があると認めた職員については、別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで指導区分を決定する。

(療養者)

第13条 療養者は、次に掲げる事項を守らねばならない。

(1) 療養に関し教育長又は主治医の指示に従うこと。

(2) 自ら専心療養に努めること。

第14条 療養者が次の各号の一に該当するときは、委員会において適当と認める処分をすることができる。

(1) この規則に定められてある事項に従わないとき。

(2) 療養に関し正当な理由がなく教育長又は主治医の指示に従わないとき。

(3) 療養に関し虚偽又は不正の行為があつたとき。

(復職就業禁止解除後の措置)

第15条 療養者が復職又は就業禁止の解除を命ぜられたときは、主管課長又は産業医は、職員の健康状態を第12条第2号の規定に掲げる区分に判定する。

(要医療者)

第16条 要医療者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 治療について、教育長の指示がある場合にはこれに従うこと。

(2) 治療について主管課長、主治医及び産業医の指導をうけること。

第17条 所属長は、要医療者の勤務について主管課長又は産業医の意見を聞き、疾病を悪化させないように留意しなければならない。

(届出)

第18条 職員は、労働安全衛生規則第61条第1項各号に該当したときは、所属長を経て遅滞なくこれを教育長に届け出なければならない。

(報告)

第19条 所属長は、所属職員のうち、労働安全衛生規則第61条第1項各号に該当すると思われる者があるとき及び傷病のため引き続き1箇月以上出勤しない職員があるときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(神戸市教育委員会職員衛生管理審査会)

第20条 教育長は、次に掲げる決定をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)別表第1号の表に規定する神戸市教育委員会職員衛生管理審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第1項第2号及び第2項第1号に掲げる事由に該当の有無
- (2) 労働安全衛生規則第61条第1項各号に該当の有無
- (3) 地方公務員法第28条第3項の規定に基づく休職の手續及び効果を定める条例による休職の期間及び休職期間中における事由の消滅の有無
- (4) その他職員の衛生管理に関する事項

第21条 審査会において、第12条第2項の規定により医師が行った指導区分に基づき、別表第2に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせ決定した指導区分は、審査委員長がこれを教育長に答申しなければならない。

(施行の細目)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和27年2月21日から適用する。
- 2 従前の規定により神戸市教育委員会事務局職員休養審査会の審査委員長、審査委員及び書記を命ぜられ又は委嘱された者はこの規則により審査委員長、審査委員若しくは書記を命ぜられ又は委嘱されたものとみなす。この場合における審査委員の任期は、第22条の規定にかかわらずその残任期間とする。

3 この規則適用の日から公布の日までに従前の規定による神戸市教育委員会事務局職員休養審査会で決定した事項は、この規則により審査会で決定されたものとみなす。

附 則（昭和28年8月3日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年5月9日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年4月17日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月1日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月30日教委規則第7号）

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月20日教委規則第10号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第15号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第11号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日教委規則第13号）

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

区分		内容
生	A	勤務を休む必要のあるもの

活 規 正 の 面	(要休業)	
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行つてよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

別表第2 (第25条関係)

区分		内容
生 活 規 正 の 面	A (要休業)	休暇又は休職の方法で療養のため必要期間勤務させないこと
	B (要軽業)	勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと
	C (要注意)	超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか、又はこれらの勤務を制限すること
	D (健康)	勤務に制限を加えないこと
医 療 の 面	1 (要医療)	必要な医療を受けるよう指示すること
	2 (要観察)	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること

3 (健康)	医療又は検査等の措置を必要としないこと
-----------	---------------------